

【声の広報】 視覚障害者（1・2級）の方にデージー方式のCD版で声の広報をお届けしています。【問合せ】 秘書広報課 広報広聴係 ☎ 551・1529

高齢者・障害者生活実態調査のお願い

皆さんの普段の生活状況やお困りのこと、ご意見・ご要望等をうかがうアンケート調査（高齢者・障害者生活実態調査）を行いますので、調査票が届いた方は、調査の趣旨をご理解いただき、11月30日(土)までに回答をお願いします。

【対象】 ①介護保険の要支援1から要介護2までの方（約1,000人）  
②介護保険の要介護3以上で在宅の方（約500人）  
③障害者（身体障害者手帳（1級～6級）・愛の手帳（1度～4度）を所持している方、難病の方、精神障害の方）  
④高齢者「65歳以上の方で①から③に該当しない方」（約2,000人※抽出）  
【問合せ】 社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎ 551・1735

社会福祉協議会からのお知らせ

①認知症サポーター養成講座「認知症ってなんだらう？」  
認知症を正しく理解し、住みやすい地域づくりについて考えてみませんか？  
【日時】 12月14日(土)午前10時～正午  
【場所】 福祉センター  
【対象】 市内在住・在勤・在学中、認知症に関心のある方  
【定員】 先着30人  
【講師】 キャラバン・メイト  
【参加費】 100円（テキスト代）  
②車いすボランティア養成講座を開催します  
車いすの扱い方や、高齢者・障害のある方への接し方などを学んでみませんか？  
受講後に小学校などの総合学習の授業で、車いす体験のボランティアにご協力していただける方を募集します。  
【日時】 12月4日(水)午後2時～4時  
【場所】 福祉センター  
【対象】 市内在住の18歳以上の方※車いす介助の経験・未経験は問いません。  
①②共通【申込み】 11月5日(火)から直接または電話で（日・祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分の間（社会福祉協議会・ふっさボランティア・市民活動センター ☎ 552・2122へ）

【主催】 福祉バザー実行委員会  
【問合せ】 社会福祉協議会  
【場所】 福祉センター  
【日時】 12月1日(日)午前10時～午後3時（予定）  
【参加料】 無料  
【趣旨】 社会福祉協議会では、市内の高齢者在宅介護支援センターの協力により家族介護者教室を実施しています。  
【日時】 11月21日(木)午後1時30分～3時  
【場所】 福祉センター  
【対象】 市内在住の介護をしているご家族や、地域で関わっている援助者  
【定員】 先着20人（要予約）  
【内容】 知っておきたい介護の知恵「口腔ケアについて」  
【持ち物】 筆記用具  
【申込み】 受付中。午前9時～午後5時の間に在宅介護支援センター武蔵野 ☎ 553・6695へ。

Table with 2 columns: Classroom Name, Date/Time, Location, Staff, Purpose, Content. Details include '筋力向上トレーニング教室' on Dec 5th at Fussa Center 2nd floor.

高齢者介護予防教室  
介護予防を目的とした教室を左表のとおり実施します。  
【対象】 65歳以上の高齢者で介護保険要介護認定の「要介護」「要支援」に該当しない方、医師から運動制限を受けていない方  
【申込み】 11月7日(木)～14日(木)の間に事前に電話 ☎ 551・1751で申し込みのうえ、印鑑を持参して市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係窓口へお越しください。

介護保険のお知らせ

11月11日(いい日いい日)は「介護の日」です。高齢社会となり、介護が必要な高齢者が増加していく中で、多くの方に介護を身近なものとして捉えていただき、それぞれの立場で介護についての理解と認識を深め、地域における支え合いを促進するため、介護保険制度についてお知らせします。

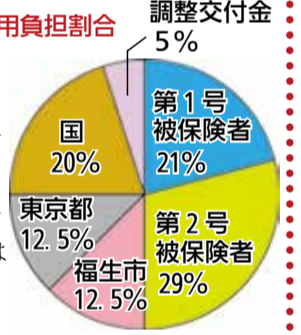
- 介護保険制度とは
この制度は、40歳以上の市民が被保険者となり介護保険料を納め、老後の不安要因である介護を社会全体で支えあうために作られた制度です。
■介護サービスを利用できる方は
65歳以上の「第1号被保険者」と、40～64歳（医療保険加入者）の「第2号被保険者」の特定疾病の方で、介護が必要と認定された方です。
■介護サービスの利用手続きは
①要介護認定申請をします（介護サービスが必要になったら申請をしてください）。
②介護認定調査員（市の職員）が訪問して、心身の状態などについて調査します。
③主治医に心身の状態について意見書を作成してもらいます（原則市が手続きをします）。
④介護認定審査会で介護の必要性や程度（介護に係る手間）について審査・判定を行います。
⑤介護認定審査結果を通知します（要介護認定区分は、要支援1～2・要介護1～5の7段階です）。
⑥要介護1～5と認定された方で、居宅でのサービスを希望する場合は、居宅介護支援事業者に介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼し、介護サービスを利用します。
⑦要介護1～5と認定された方で、施設サービスを利用するときは直接施設に申し込むことができます。
⑧要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターに介護予防ケアプランの作成を依頼します。
⑨非該当となった方は、地域包括支援センターへ相談をしてみましょう。
⑩すでに認定を受けている方で、心身の状態が変化

- した場合は、状態を見直す区分変更申請をすることができます。
■利用できるサービスは
＜在宅サービス（給付額の限度あり）＞
・訪問介護（ホームヘルプ）・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション・訪問看護・居宅療養管理指導・通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア）・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修費支給・短期入所生活介護／療養介護（ショートステイ）・特定施設入居者生活介護・居宅介護支援
＜施設サービス＞
・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設（老人保健施設）・介護療養型医療施設（療養病床等）
＜地域密着型サービス＞
・認知症対応型通所介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等
■利用者の負担は
原則、かかった費用の一割負担です。
■利用者の負担軽減制度は
①高額介護サービス費…利用者負担額が高額となり、一定額を超えた分について払い戻されます。
②高額医療合算介護サービス費…医療保険及び介護保険の両制度における自己負担額が一定額を超えた分について払い戻されます。
③特定入所者介護サービス費…低所得の方が施設サービスを利用する場合、食費・居住費について補給付されます。
④生計困難者等に対する利用者負担軽減…介護サービス事業者が低所得の方の利用者負担を軽減する制度です。
⑤障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業…制度改正による利用者負担を軽減する制度です。
⑥要介護旧措置者の経過措置…特別養護老人ホームの旧措置者で従前の利用者負担を上回らないよう負担額を軽減する制度です。
■介護サービス利用についての苦情
東京都国民健康保険団体連合会で受け付けますが、まず市役所の介護福祉課にご相談ください。

介護保険の相談

市役所の介護福祉課相談員が、介護保険の相談に応じています。

■介護保険給付に要する費用負担割合
（施設等給付費以外の給付費の負担割合の場合）
右図のとおり、介護給付に要する費用のうち、第1号被保険者が負担する割合は21%、第2号被保険者は29%となっています。



- 介護保険料は
①「第1号被保険者」
賦課基準日（4月1日）の第1号被保険者の所得・年金収入及びその世帯の市民税課税状況により、その年度分の保険料が決まります。
所得段階別保険料の設定は、負担能力に応じて10段階に設定しています。
②「第2号被保険者」
加入している医療保険の算定方法に基づいて設定されます。
■介護保険料の納め方
①「第1号被保険者」
年金定期支払いの際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。
※ただし次の方は納付書で納めていただきます。
・年金が一定額以下の方
・年齢が65歳になった方（一定期間）
・転入された方（一定期間）
・市民税の修正申告を行った方
②「第2号被保険者」
加入している医療保険者が保険料を徴収します。
■介護保険給付制限とは
介護保険料を滞納すると、要介護認定時に滞納期間に応じ給付制限が行われますので注意してください。
■このほか詳細は
「介護保険べんり帳」をご覧ください。
【問合せ】 介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764